

走錨海難防止のための航行ルール

暴風又は暴風雪に関する気象警報の発表が予想される時は、次の航行ルールが適用されます。

● 関西国際空港の陸岸から3海里内に「航行制限」を発令。※1

● 神戸空港及び堺泉北港棧橋※2から3海里内に「錨泊自粛勧告」※3を発令。

※1 海上交通安全法第26条第1項に基づき「航行制限」を告示します。

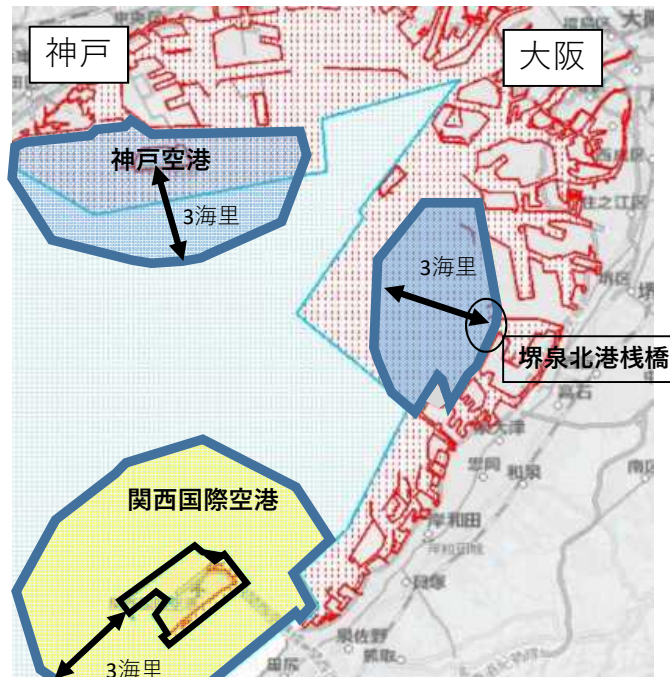
※2 「コスモ石油堺製油所原油棧橋」、「大阪ガス堺北製造所第二工場LNG第2棧橋」、「堺LNG(堺LNGセンター-棧橋)

※3 港則法第39条第4項に基づき錨泊自粛勧告が発出されます。勧告に従わない船舶は、個別に勧告又は命令(罰則あり)を発出することがあります。

【関西国際空港】

海域	関西国際空港（関空島）の陸岸から3海里（約5.5キロメートル）の範囲（参考図参照）
期間	大阪府泉佐野市、泉南市又は泉南郡田尻町において暴風又は暴風雪に関する気象警報が発表されるような現象発生の可能性のある期間を考慮して、海上保安庁長官が別に定める期間
船舶	以下の船舶の航行を制限する。 次に掲げる船舶以外の船舶 一 総トン数数百トン未満の船舶 二 人命又は財産の保護、公共の秩序の維持その他公益上の必要が認められる用務を行うため、やむを得ず上欄に掲げる海域を航行する船舶 三 海上保安庁の船舶 四 船舶交通の危険を回避するため、やむを得ず上欄に掲げる海域を航行するものとして海上保安庁長官が認めた船舶 五 前各号に掲げるもののほか、海上保安庁長官が認めた船舶

<参考図>



海上交通安全法適用海域

港域

【神戸空港】

海域	神戸空港（神戸空港島）の陸岸から3海里（約5.5キロメートル）の範囲（参考図参照）
期間	兵庫県神戸市において、暴風又は暴風雪に関する気象警報が発表されるような現象発生の可能性があるとき。
船舶	一 100総トン以上の船舶は、神戸空港から3海里以内の海域に錨泊しないこと。 二 神戸空港から3海里以内の海域に錨泊中の100総トン以上の船舶は、直ちに同海域外へ出域すること。ただし、次の船舶を除く。 ① 人命又は財産の保護、公共の秩序の維持その他公益上の必要が認められる用務を行うため、やむを得ず錨泊自粛海域で錨泊する船舶。 ② 海上保安庁の船舶 ③ 船舶交通の危険を回避するため、やむを得ず錨泊自粛海域で錨泊するものとして阪神港長が認めた船舶 ④ 前各号に掲げるもののほか、阪神港長が認めた船舶

【堺泉北港棧橋】

海域	堺泉北港棧橋から3海里（約5.5キロメートル）の範囲（参考図参照）
期間	阪神港堺泉北区において、暴風又は暴風雪に関する気象警報が発表されるような現象発生の可能性があるとき
船舶	100総トン以上の船舶は、原則として堺泉北港棧橋から3海里以内の海域での錨泊は避けること。

やむを得ない場合の通航方法等

<国際VHF搭載船による通航>

- ▶ 国際VHF16chにて「おおさかマーチス」へ次の事項を通報し、承認を受けた後に通過通航して下さい。
「船名」、「行き先」、「通過時間」「通過理由」等

<AIS搭載船の通航>

- ▶ AIS（船舶自動識別装置）（簡易型を除く。）を搭載し、正しく作動させている船舶にあっては、通報を要しませんので通過通航して下さい。
- ▶ 必要に応じて、状況確認等させていただく場合があります。

【周知方法】

船舶の航行制限及び錨泊自粛勧告を発令する際は、五管区地域航行警報、NAVTEX航行警報による周知のほか、巡視船艇、海の安全情報、無線放送、AIS、台風対策協議会等により周知します。



第五管区海上保安本部

〒650-8551 神戸市中央区波止場町1-1

電話 078-391-6551（代表）【問合せ先】交通部航行安全課

個別のお問合せはこちら

- ◎ 神戸空港周辺海域
- ◎ 堺泉北港棧橋周辺海域

神戸海上保安部航行安全課
大阪海上保安監部航行安全課
堺海上保安署

(078-331-6743)
(06-6571-0223)
(072-244-5076)



走錨事故防止ポータルサイト

(<https://www.kaiho.milt.go.jp/mission/kaiyoukotsu/soubyo.html>)

走錨事故防止に役立つ情報を掲載しています。